

令和3年確定申告

ふるさと納税の申告簡素化

令和3年分の所得税等の確定申告から、ふるさと納税の申告手続きにおける添付書類が簡素化され、これまでよりも便利なものとなります。

特定事業者発行の一括証明書

ふるさと納税制度を利用し、確定申告において所得税・住民税の寄附金控除を受けるためには、確定申告書に寄附金の受領書の添付が必要で、これまで各団体から、寄附ごとに発行された受領書の添付・保管等をする必要がありました。

しかし令和3年分の確定申告からは、これらの受領書に代えて、ふるさと納税のポータルサイト等を運営する特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」（ポータルサイトごとに年間の寄附を一括して記載した証明書）を添付することにより、寄附金控除の適用ができることとなります。

【参考】対象となるポータルサイト（11/12時点）

- ・ふるなび ・さとふる ・楽天ふるさと納税 ・ふるさとチョイス ・ふるさとパレット
- ・ふるさとプレミアム ・ふるさとぷらす ・セゾンのふるさと納税 ・ANAのふるさと納税
- ・ふるさと本舗 ・三越伊勢丹ふるさと納税 ・JALふるさと納税 ・au PAYふるさと納税
- ・ふるラボ

マイナポータルとの連携

特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書の取得方法は、次のような方法のうち、利用したポータルサイトが対応している方法から選択することとなります。

- ・利用したポータルサイト上での電子発行
- ・マイナポータル連携での電子発行
- ・郵送での書面発行

メリット

これまで、多くの団体へ寄附をしていた場合には受領書等の保管場所の確保、紛失のリスク等が伴っていました。また、数が多くなればなるほど、適用漏れや計算ミスに繋がるリスクも高くなってしまいます。

ポータルサイト単位で証明書の発行を受けることで1年分をまとめて入手できるため、こういったリスク軽減にもつながります。